

公益財団法人日本幼少年体育協会資格審議委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項の規程に基づき、資格審議委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 資格審議委員会は、定款第3条に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 資格認定試験問題の検討、承認
- (2) 試験委員の承認
- (3) 資格認定の承認
- (4) 認定校の承認
- (5) その他理事会において決議された事項

(資格審議委員会の構成)

第3条 資格審議委員会は、次の者により構成する。

委員長 代表理事

副委員長 理事の中から代表理事が指名した者

学識経験者 3名以上6名以下

事務局長

- 2 学識経験者は、幼児体育に係る学識を有する者及び体育全般に係る学識を有する者、もしくはそれと同等の実績、業績を有する者のうちから理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 資格審議委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(会議)

第5条 資格審議委員会の会議は、資格審議委員の過半数の出席により過半数をもって決する。ただし可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議の取集)

第6条 会議は、原則として、会議の日の1週間前までに会議の目的を定めて、資格審議委員長が通知する。

(議事録)

第7条 資格審議委員長は、資格審議委員会の会議ごとに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事録署名人2名の署名を得なければならない。

(会議の出席)

第8条 会議には、理事、事務局長並びに資格審議委員長が必要と認めた者は、出席できるものとする。

(書面等による表決)

第9条 資格審議委員長は、緊急を要すると認めた事項で、資格審議委員会の会議開催を待つことができない事案については、書面にて表決を求めることができる。この場合、この表決の結果は次回の資格審議委員会において報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めることその他、資格審議委員会の運営に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。